

高森町平和推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町平和へのかけはし条例（平成22年条例第 号）第3条第3項の規定により、高森町平和推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員は、町内の関係機関、団体、学校の代表者及び公募により、町長が委嘱する。

2 委員の数は、15名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議の会務を取りまとめ、会長が議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は会長若しくは町長が招集する。

2 推進会議は必要に応じて開催する。

(事務局)

第6条 推進会議の事務は、教育委員会社会教育係において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。